

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2025 年 12 月末時点
-------------	-----------------------

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1）

【2023 年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客	
	件数（件）	金額（万円）
2023 年度	5	1,098
2023 年 4 月～ 6 月末	3	548
7 月～ 9 月末	1	50
10 月～12 月末	0	0
2024 年 1 月～ 3 月末	1	500
2024 年度	3	121
2024 年 4 月～ 6 月末	1	50
7 月～ 9 月末	1	21
10 月～12 月末	0	0
2025 年 1 月～ 3 月末	1	50
2025 年度	4	758
2025 年 4 月～ 6 月末	3	708
7 月～ 9 月末	1	50
10 月～12 月末	0	0

※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について

【2023年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2023年度	4	3	75.0%
2023年 4月～6月末	2	1	50.0%
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	0	0	—
2024年 1月～3月末	1	1	100.0%
2024年度	2	1	50.0%
2024年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—
2025年 1月～3月末	1	0	0.0%
2025年度	3	3	100.0%
2025年 4月～6月末	2	2	100.0%
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	0	0	—

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況（注1）（注2）

	利用停止（件）	強制解約等（件） （注3）	合計（件） （注4）
2023年度	1,985	1,290（867）	2,408
2023年 4月～6月末	410	311（179）	542
7月～9月末	504	302（178）	628
10月～12月末	500	309（251）	558
2024年 1月～3月末	571	368（259）	680
2024年度	2,877	1,668（1,332）	3,213
2024年 4月～6月末	704	389（306）	787
7月～9月末	662	455（372）	745
10月～12月末	750	398（319）	829
2025年 1月～3月末	761	426（335）	852
2025年度	2,585	1,632（1,304）	2,913
2025年 4月～6月末	837	517（389）	965
7月～9月末	812	572（463）	921
10月～12月末	936	543（452）	1,027

（注1）「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

（注2）件数は、原則として口座単位。

（注3）「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

（注4）「合計」は、「利用停止件数」＋「強制解約等件数」－「既口座利用停止件数（「強制解約等」欄のカッコ内）」により算出。

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2025 年 12 月末時点
-------------	-----------------------

【2023 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2023 年度	1	60
2023 年 4 月～ 6 月末	1	60
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	0	0
2024 年 1 月～ 3 月末	0	0
2024 年度	0	0
2024 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	0	0
2025 年 1 月～ 3 月末	0	0
2025 年度	0	0
2025 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	1	2,375

※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について
【2023年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2023年度	1	1	100.0%
2023年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—
2024年 1月～3月末	0	0	—
2024年度	0	0	—
2024年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—
2025年 1月～3月末	0	0	—
2025年度	0	0	—
2025年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2025 年 12 月末時点
-------------	-----------------------

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1）

【2023 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2023 年度	49	169,695
2023 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	9 (1)	17,843 (450)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	10 (0)	21,950 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	19 (1)	41,678 (500)
2024 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	11 (0)	88,224 (0)
2024 年度	122	620,704
2024 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	21 (1)	105,241 (500)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	25 (3)	75,199 (11,377)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	33 (0)	225,278 (0)
2025 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	43 (1)	214,986 (2,997)
2025 年度	253	642,534
2025 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	66 (7)	170,591 (74,913)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	38 (6)	128,163 (16,543)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	149 4	343,780 (12,452)

※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について
【2023年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2023年度	47	11	23.4%
2023年 4月～6月末	9	2	22.2%
7月～9月末	11	2	18.2%
10月～12月末	16	5	31.3%
2024年 1月～3月末	11	2	18.2%
2024年度	119	32	26.9%
2024年 4月～6月末	20	6	30.0%
7月～9月末	23	6	26.1%
10月～12月末	35	10	28.6%
2025年 1月～3月末	41	10	24.4%
2025年度	203	47	23.2%
2025年 4月～6月末	59	15	25.4%
7月～9月末	35	12	34.3%
10月～12月末	109	20	18.3%

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）

【2023年度～】

期 間（注2）	個人顧客	
	件数（件）（注3）	金額（千円）
2023年度	172	115,041
2023年 4月～6月末	39	39,374
7月～9月末	43	21,527
10月～12月末	49	33,945
2024年 1月～3月末	41	20,195
2024年度	138	99,462
2024年 4月～6月末	47	29,098
7月～9月末	41	36,509
10月～12月末	24	11,637
2025年 1月～3月末	26	22,218
2025年度	77	62,629
2025年 4月～6月末	20	16,072
7月～9月末	25	20,456
10月～12月末	32	26,101

※盗難キャッシュカードによる預金の引き出しにかかる補償件数等について（注4）

【2023年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2023年度	151	77	51.0%
2023年 4月～6月末	31	17	54.8%
7月～9月末	38	25	65.8%
10月～12月末	44	20	45.5%
2024年 1月～3月末	38	15	39.5%
2024年度	128	63	49.2%
2024年 4月～6月末	43	19	44.2%
7月～9月末	39	26	66.7%
10月～12月末	21	6	28.6%
2025年 1月～3月末	25	12	48.0%
2025年度	77	27	35.1%
2025年 4月～6月末	23	7	30.4%
7月～9月末	25	10	40.0%
10月～12月末	29	10	34.5%

（注1）対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

（注2）「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

（注3）「件数」は、原則、預金者名義人単位の件数。

（注4）補償対象外となった案件には、事故発生後に顧客から申請が取り下げられた場合や家族による引き出しであることが判明した場合なども含まれている。

以 上